

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 市域全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

高山市は、平成17(2005)年2月の近隣9町村との合併により、2177.61km²という日本一広い面積を持つ市となると同時に、国・県・市合わせて900件を超える指定等文化財を有することとなった。この広大な市域全体に分布する文化財は、それぞれの地域の生活に密接に関わりながら保存され、豊かな歴史・文化の広がりを見せている。

令和6(2025)年12月現在、国指定文化財が39件(うち、国宝2件)、県指定文化財が118件、市指定文化財が775件、重要伝統的建造物群保存地区が2地区、登録有形文化財が19件の、合計953件もの有形・無形の文化財が所在している。これらの指定等文化財は、文化財保護法や岐阜県文化財保護条例、高山市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っており、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

未指定の文化財については、調査・研究によりその価値を適切に判断し、新規の指定等を含めて保存・活用に向けて取り組む。

また、指定、未指定に関わらず、本市に残された文化財を確実に後世に伝えていくためには、個々の文化財の保存だけでなく、周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の推進を図る必要がある。このため本市では、文化財保護行政のマスタープランとなる「高山市歴史文化基本構想」を平成22(2010)年3月に策定し、文化財の総合的な把握と保存・活用策についてまとめている。今後もこの基本構想に基づき、次の世代へ継承するための人材育成等の支援、文化財の背後にある地域コミュニティや空間などの周辺環境と一体となった文化資源の保存活用や、広域的な連携による活用を図っていく。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化等を把握したうえで計画的に修理を実施し、また、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

修理にあたっては、文化財としての価値を損なうことのないよう、過去の改造・改修の履歴や調査の記録等を活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とする。特に、指定文化財の修理では、文化財保護法や岐阜県及び高山市の文化財保護条例等に基づいて実施するほか、文化庁や高山市文化財審議会等の指導を仰ぐなど、関係機関や専門家と連携して行う。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等の修理については、

所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市は、第一期の高山市歴史的風致維持向上計画における拠点施設整備において、指定文化財や歴史民俗資料の展示施設「飛騨高山まちの博物館」を整備した。平成 23 (2011)年 4 月にオープンしたこの施設は、見学料を無料とするとともに年中無休とし、多くの市民や来訪者等に、高山の歴史・文化にふれる機会を提供している。第二期計画では、伝統文化や地場産業の振興、市民の方や観光客の交流を図ることを目的として「飛騨高山まちの体験交流館」を整備した。平成 29 (2017)年にオープンしたこの施設では、歴史的な建物を活用した施設内で、伝統工芸の実演の見学などの伝統文化の体験ができる。

また、高山市街地には、考古資料展示収蔵施設「風土記の丘学習センター」や民俗文化野外展示施設「飛騨民俗村 飛騨の里」を設置しているほか、公共・民間を問わず歴史的建造物も数多く公開されている。支所地域には、「荘川の里」(荘川町)、荒川家(丹生川町)をはじめとする民俗文化施設や収蔵庫、展示施設が広域に分散して存在している。

これらの施設を有効に活用するため、「飛騨高山まちの博物館」を歴史分野、「飛騨民俗村飛騨の里」を民俗分野、「風土記の丘学習センター」を考古分野の拠点施設としてそれぞれ位置づけ、各地域の民俗文化施設等と連携を深めながら、市域全体で歴史・文化を体感できる体制づくりを図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つ。特に建造物や史跡など、土地に密着する文化財は、文化財単体にもみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのためには、都市計画法や景観法等の関連法令と連携し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去とともに、高山市景観計画や高山市市街地景観保存計画に定めた景観基準による規制誘導により、文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内表示、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化により再整備する際に、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害により、毀損や滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。滅失のリスクが高い火災については、発生しないための予防対策の徹底と、発生した際の早期発見・初期消火・延焼防止といった迅速な消火体制の確保、日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策として、消防法で義務付けられ

ている自動火災報知機や消火設備等の防火設備を設置し、設置後は定期的に保守点検を行い、火災発生時に正常に機能するよう管理に万全を図る。また、文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育や訓練として、文化財の所有者等に対しては防災に係る周知啓発に取組み、文化財防火デーでは、消防署・地元消防団・自主防災組織・所有者等が連携して消火訓練や避難訓練を実施し、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるようにする。

地震対策としては、耐震診断や耐震改修工事の実施を推進し、所有者等への支援を行い、毀損・滅失のリスク軽減を図る。

有形文化財のうち美術工芸品等については、防災に加え防犯の観点から、盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、防犯設備の設置を推奨し、所有者等の防犯に対する意識の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財は、長い歴史の中で生まれ育まれてきた地域の貴重な財産であり、そこに住む人々に精神的な豊かさや誇りを与える。そして、現在に継承されている有形・無形の文化財は、時代の変遷の中でその時々の人々が、守り伝える価値を見だし、時代に合わせた形で守ってきたものである。これから文化財の保存・活用を推進するためには、市民一人一人が、本市の文化財を大切に保存すること、地域資源として活用することの意義を理解し、次の世代を担う子どもたちが、誇りを持って語ることのできる文化を残していくことが必要である。

文化財の普及・啓発を、「市民が子どもたちにどう語るができるか」の視点でとらえ、学校等の教育機関や伝承芸能保存会などの保存団体と連携して、学校教育活動で活用できるプログラムの開発や、展示・博物館施設を活用した郷土教育などに取組む。また、子どもたちが自然な形で祭礼や伝承芸能などの伝統文化に参加できるよう、保存活動に対する助成や普及事業の実施など様々な支援を行う。

さらに、土器焼など各種体験教室や、歴史講座、史跡めぐり、古文書講座などの市民講座を継続的に開催して、市民に文化財に親しんでもらう機会を提供する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は約 1300 箇所と膨大である。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出等について、その義務を徹底し、また、岐阜県教育委員会の指導・助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、保護を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る高山市教育委員会の体制に関する方針

本市の文化財の保存・活用については、高山市教育委員会文化財課が担当している。文化財課には2つの係を設置しており、文化財係が文化財の保護や歴史的町並の整備等に関することを、文化財施設係が文化財施設等に関することや飛騨高山まちの博物館に関することを担当している。

教育委員会の諮問機関として、高山市文化財保護条例に基づき高山市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する専門的及び技術的事項を調査、研究、審議し、ならびにこれらの事項に関し必要と認めることを教育委員会に建議する。審議会は、7人で構成されており、各専門分野は、建造物1名、歴史1名、民俗1名、景観1名、工芸1名、天然記念物1名、史跡・考古1名である。

また、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議し、これらの事項について市長及び教育委員会に建議する。審議会は17人で構成されており、高山市文化財審議会会長、建築士1名、岐阜県建築事務所代表1名、関係地域代表11名、学識経験者3名である。

今後も、必要に応じ体制の見直しを行いながら、適切な業務等の執行を図る。

(9) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、高山市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは困難であり、地域において文化財の保存・活用を行う団体と連携することが不可欠である。

本市では、景観町並保存会や高山祭の屋台組、樹木などの国・県・市指定天然記念物を守る団体など、地域住民による活動団体が主体となって文化財の保存を担ってきた。これらの団体は伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、伝統的な人々の活動もこれらの組織を中心に維持されてきたが、人口減少や少子高齢化の影響により、組織の維持が困難となってきている。市では、これらの団体の組織の維持と活性化を図るため、活動への助成、情報提供、研修等を通じて積極的に支援を行ない、地域住民を主体とした文化財保護活動を推進していく。

【文化財の保護・活用に関わる主な団体】

- ・景観町並保存会 21 団体
- ・高山屋台保存会
- ・高山・祭屋台保存技術協同組合
- ・伝承芸能保存団体 20 団体
- ・無形文化財・無形民俗文化財保存会 5 団体
- ・史跡保存会 12 団体

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国の文化財として日下部家住宅、吉島家住宅、松本家住宅・洲さきなど5件の建造物が重要文化財に、高山祭屋台が重要有形民俗文化財に、高山祭の屋台行事が重要無形民俗文化財に、高山陣屋跡が史跡に、それぞれ指定され、2つの重要伝統的建造物群保存地区が選定されている。また、登録有形文化財として12件の建造物が登録されている。そのほか、県指定の文化財が9件、市指定の文化財が25件と、数多くの文化財が所在しており、城下町に残る町家建築や金森氏ゆかりの社寺などの歴史的建造物と、高山祭関連の民俗文化財がその中心となっている。

これら指定等文化財は、文化財保護法や岐阜県文化財保護条例、高山市文化財保護条例、関係法令に基づき、保護のための措置が講じられてきた。また、2つの重要伝統的建造物群保存地区については、それぞれ保存計画を策定しており、定められた保存基準等に基づいて町並みの保存を図っている。

今後も引き続き、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行い、所有者等による維持管理が困難となった建造物については、官民連携も含む様々な手法により保存・活用を図る。重要伝統的建造物群保存地区については、周辺環境の調査・再評価による地区の拡大を推進する。

高山祭の屋台行事については、担い手不足により祭礼行事や屋台の維持が困難となっており、後継者の育成や助成金による支援を継続的に行うほか、人材等を支援するための新たな仕組みの構築を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域においては、重要伝統的建造物群保存地区が2地区あり、伝統的建造物群を構成する建造物が数多く所在することから、これら建造物の修理・修景について計画的に実施する。修理・修景の際は、それぞれの地区の保存計画に定めた修理基準に基づき、伝統的な意匠を損ねないように行うとともに、所有者に対しては助成により支援を行う。所有者による維持管理が困難な建造物については、官民連携も含む様々な手法により、保存・活用を図る。高山祭の屋台の修理については多額の資金が必要なため、優先順位を見極めながら計画的に行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点地区内に立地する飛騨高山まちの博物館及び飛騨高山まちの体験交流館については、歴史的風致の拠点施設として、また市の歴史民俗資料の保存・活用の中心施設として、指定文化財や歴史民俗資料の展示のほか、郷土教育や伝統文化の継承の場としても活用を図っていく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域については、その大部分を高山市景観計画に基づく城下町景観重点区域及び風致地区景観重点区域に指定しており、建築物や屋外広告物などの色彩や形態意匠等の制限により、町並みと調和した景観の形成に取り組む。加えて、重要伝統的建造物群保存地区の周辺は、高山市市街地景観保存計画に基づく市街地景観保存区域に指定しており、建築物の新築・修理等が行われる際には、保存基準が遵守されるよう指導や助言を行う。これら景観保全に関する行為が行われる場合は、所有者等の財政的負担の軽減を図るため、助成により支援を行う。

また、地域の景観形成の核となる建造物について、景観重要建造物に指定するとともに、外観を維持するために必要な修理や修景へ助成を行う。

第一期、第二期計画では、重点区域全体の文化財の魅力を高めるため、文化財を有機的につなぐ周遊ルートや休憩スポット、案内表示等の整備を行った。今後は更にまちの回遊性を高めるため、主要となる道路の美装化や日本遺産を活用した事業等を実施する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域における指定文化財の建造物のほとんどが木造であり、また重要伝統的建造物群保存地区も木造家屋が連担する町並みであることから、火災に対して脆弱であり、特に重要伝統的建造物群保存地区ではひとたび火災が発生すると、延焼により被害が広い範囲に及ぶことが懸念される。これまで、指定文化財については、消火設備の設置に対する助成を行ってきたほか、重要伝統的建造物群保存地区については、5～8軒単位でお互いの家屋の火災を監視するグループモニター型火災報知器の設置や、防火帯としての役割を持つ土蔵の修理に対し助成を行うなど、防火設備の強化を図ってきた。今後、それらの適正な管理を促すとともに、土蔵の修理を促進していく。

伝統的な町家など建築基準法施行前に建築された木造建築物は、現在の建築基準法に基づく耐震診断を行った場合、耐震性が非常に低いという結果が出てしまうが、反面、柔らかさや粘り強さがあるという特徴があることから、その特徴に応じた耐震診断や耐震改修工事を行うための「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」を平成25年度に作成した。このマニュアルに基づいて行われる、伝統的な木造建築物の耐震診断や耐震改修工事に対して助成を行い、耐震化を促進する。

指定文化財の所有者等に対し、定期的な消火訓練などを促すほか、重要伝統的建造物群保存地区では住民による自主防災組織の活動を支援し、地域のつながりによる防災体制の強化に努める。

また盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、地元の警察署と連絡体制を確認するとともに、行政と住民が一体となってパトロール等を行うものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に位置する飛騨高山まちの博物館や飛騨高山まちの体験交流館を拠点として、文化財に関する各種企画展や歴史講座などを開催するほか、多くの市民が郷土の歴史や文化財を語るができるよう、市民による「語り部」を育成することで、文化財の保存及び活用の普及・啓発に努め、後世への継承を図る。

また、景観町並保存会や屋台保存会等との連携により、こどもたちを対象としたイベント等を行うことで、次代を担うこどもたちの郷土の文化財に対する愛着や誇りを育む。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地は、高山城跡、高山陣屋跡、鮎崎城跡など7箇所(滅失を除く)である。これらは重点区域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

市全体の方針と同様に、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、岐阜県教育委員会の指導・助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、保護を図る。

また、開発等にあたっては、事前の協議のなかで、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけ、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や遺構保存に努める。

(8) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内においては、重要伝統的建造物群保存地区内の景観町並保存会と、その周辺の市街地景観保存区域の景観町並保存会とが合わせて21団体あり、これを統括する組織として高山市景観町並保存連合会が設置されている。さらに、連合会には町並保存部会、広報部会、子ども伝承部会の3つの専門部会が設置され、それぞれ町並み保存の推進に取り組んでいる。

また、高山祭の関連団体については、各屋台組、屋台の保存に関わる高山屋台保存会、屋台の修理に関わる高山・祭屋台保存技術協同組合が組織されている。

これらの団体をはじめとする文化財を保存・活用する各種団体については、活動への助成や助言、情報提供、研修等を通して継続的に支援を行う。